

翻刻と解説 服部春次編著『村上漆器・鮭産・製茶沿革誌』

板垣俊一

【解説】

著者 服部春次^{はつづ}の著作には、他に「岩船郡案内」(明治四十三年発行)があり、昭和五十五年五月、村上市鍛冶町歴史研究会によって復刻本が発行されている。著者の経歴については、その復刻本の序文に明らかである。それによれば、明治五年、元村上藩士服部忠左衛門元善の次男として誕生、明治二十五年新発田連隊入営、日清・日露戦争に従軍したが、明治三十八年三月病気のため退役、明治四十二年三月岩船郡役所に勤務、大正十年九月病没、とある。

この経歴について、「村上漆器沿革誌」序文中に、「固より簿書堆裏の公務の余事なるを以て」とあり、ここからも岩船郡役所に勤務する官吏だったことは知れるが、しかしその序文識語は明治四十一年四月二十四日となっているから、上記と齟齬がある。本資料からすれば、明治四十一年以前から、著者は岩船郡役所に勤務していたと考えられる。

成立 成立年次については、それぞれ序文末尾に次のように明示されている。

「村上漆器沿革誌」……明治四十一年四月二十四日

「村上製茶沿革誌」……明治四十一年九月

「村上鮭産沿革略誌」……明治四十二年三月

なお、本資料著述の動機については、これもまた「村上漆器沿革誌」の序文中に、村上特産の堆朱・堆黒「其沿革書無し。小林岩船郡長、深く遺憾とし、之が編輯を予に嘱せらる。則ち、本春来、之に着手し、今や漸く第一稿を脱す」とあって明らかである。即ち、本資料は著者の郡役所勤務を契機に明治四十一年春から同四十二年春の間に書かれたものである。

内容 村上物産の重なるもの三種、漆器・鮭・茶について、それぞれの産業の沿革を記すものである。「村上漆器沿革誌」では、村上に於ける寺院建築の歴史が漆器製作の技術風土を育んだこと、また直接的には当初江戸詰の村上藩士の間で趣味的に流行していた堆朱堆黒の技術が、それらの藩士によって城下にもたらされたものであることを述べている。また、「村上製茶沿革誌」では、茶業家滝波重兵衛の活動を中心として村上製茶産業の歴史を述べ、「村上鮭産沿革略誌」では、青砥武平治の功績と種川の制度を中心として村上に於ける鮭産育の歴史を述べている。

資料的価値 「村上郷土史」(樋木繁之助著、昭和六年発行)の「堆朱堆黒の沿革及び現状」の項は、「堆朱堆黒の沿革は

服部春次氏の調査のものに依り多少の加除を行ひたり」として叙述しているが、その資料名は掲げられていない。しかし、本資料とほぼ同一の文章になっていることから、製茶に関する記述とともに、依るところは本資料であることが知れる。堆朱堆黒については、さらに「村上市史・資料編」(8)に引用される明治四十三年村上銀行刊「村上産業一般」の記事も、本資料によるものである。

また、「村上製茶沿革誌」の内容は、上記「村上郷土史」の他、雑誌「自治」第十卷十二号(昭和八年)に「村上製茶の沿革」と題して、ほぼ全文が引用されているが、本資料によるものであるにもかかわらず、そこでも出典は明示されていない。

なお、「村上鮭産沿革略誌」の内容は「略誌」でもあり、他に資料もあつてか、郷土史における本資料の利用はあまり見られない。村上の堆朱堆黒に関する資料、および製茶に関する資料としては、本資料が嚆矢であろう。

翻刻 <凡例>

- 一、原本は、新発田市立図書館所蔵本(K602ハ)である。表紙の表題は「村上漆器鮭産製茶沿革誌」とあるが、後に製本したものである。縦24cm×横16.6cm全52丁(但し、「村上鮭産沿革略誌」9丁分が重複している)黒インクの、がり版刷り和装本。中に、「村上誌料第壹編 村上漆器沿革誌」、「村上誌料第參編 村上鮭産沿革略誌」及び「村上製茶沿革誌」を収め、その順序となっているが、翻刻では成立年代順に並べ替えた。
- 二、原文は片仮名交じり文となっているが、読みやすいように平仮名交じり文に改めた。
- 三、旧字体は、ほぼ今日通行の字体に改めた。
- 四、原文には多少句読点と濁点があるが、更に多くこれらを補った。また、並列の語句の間には・(中黒)を付したが、その他、「」()等の記号、圏点などは原文のままである。
- 五、判読できない部分は□とした。但し、「村上郷土史」に一部引用されているので、それを参照して不明な箇所を定めた。また、原文を訂正した場合は、訂正以前の原文の文字を〔 〕に記した。
- 六、【 】中のゴシック見出しは翻刻者が付けたものである。
- 七、本資料中にある俳句は、本資料と直接関係ないので、これを省いた。
- 八、掲載本誌は横組みであるが、元来縦書きの資料であることから、翻刻文は縦書きとした。

村上誌料第百編

村上漆器沿革誌

序

- 一 村上之地、堆朱・堆黒及び木彫堆朱・堆黒を産す。村上物産の重なる一に数ふ。而して其沿革昔無し。小林岩船郡長、深く遺恨とし、之が編輯を手に嘱せらる。則ち、木春來、之に着手し、今や漸く第一稿を脱す。本誌之なり。固より簿書堆装の公務の余事なるを以て、不充分を免れず。
- 一 編輯に當りて最も困難を感じたるは、材料の甚しく不足なりしことなり。漆器沿革として稍具体的材料を得たるは、僅に手記物三葉に止まれり。口碑、亦其外に出でず。
- 一 付録として、出来得る限り年度を溯り、漆器に関する諸統計（岩船郡及び村上）蒐集を望みたるも、是又材料の見当らざると、未だ涉狐の余暇を得ざるとの為め、今は本誌に付録せるものに止めたり。他日、沿革と共に併せて補足せんす。
- 一 村上工芸会員前田与三郎君、及び同勝見与八君より有力なる材料を貸与し、其編輯を助けられたるは、深く謝する所なり。
- 一 若し人あり、本誌完壁の期を問はゞ、予又自ら未だ之を知らずと応へんのみ。

明治四十一年四月二十四日

編者識

村上漆器沿革誌

服部春次編

【寺院建築と工芸品】 村上物産たる堆朱・堆黒及び木彫堆朱・堆黒の沿革を叙するには、先づ村上の建築界と彫刻界との変遷を述べざるべからず。由来、建築は彫刻を生み、彫刻は漆漆を呼ぶは、嗜好の趨勢なり。而して緻密精巧なる大建築は自ら工匠の砥石なり。口碑に依れば、昔村上是技術精巧の工匠に富めりと。今尚ほ近郡に於ては「村上大工」の贊辭に依りて、其声誉の名残を伝ふ。予、想ふ。其等名工の輩出は、寺院建築の盛なりしに因ると。

【寺院建築の歴史】 抑、寺院の建立が建築・彫刻・漆漆の技術発達の原因をなしたるは、本邦歴史上に於ても明なる事蹟なり。頗はしけれども、其概要を摘記せん。崇神天皇以後大化に至る時代に於て、建築術は長足の進歩をなし、家屋の如き実用の域より進みて、粧飾を見るに至れり。就中、一層の進歩を加へしものは、仏教の流伝と共に入りし寺院建築法なり。聖徳太子、四天王寺を難波に創建し、馬子、法興寺を飛鳥に造営するに及びては、支那伝来の印度式伽藍を現出せり。

尔後、山田寺・川原寺を始め、南都の七大寺、諸國の國分寺、百濟寺の九重塔、多武峯の十三塔を始とし、或は三重五六重、扱ては七重の高塔等造られ、彫鐵鑄刻の精を極め、金銀珠玉の美を尽すに至れり。彼の飛騨の工匠が名を轟かしたるは其時なり。寺院建築と名工巧匠輩出の關係知る可きなり。

【彫刻・髹漆の沿革】 寺院建築の華美なる風は漸次流行して、宮殿に及び、邸宅に及び、什器に及び、遂に社会一般の風俗に浸染して、茲に華奢なる「平安時代」を現出するに至れり。当時、室内の調度什器華美を極むるに及びて、蒔絵・螺鈿の法、精巧を致し、髹漆の術、大に進み、彫刻又進歩せり。鎌倉時代に及び髹漆の術、描金の妙は漸く衰ひたれども、彫刻には粗雑ながら雅致に富める鎌倉彫あり。又、仏像彫刻には、成朝・運慶・快慶等の名工を出せり。塗物には根來・京根來あり。江戸時代の始に至りて、塗物には其漆・皆朱・青漆・髹朱・春慶あり。蒔絵は眞に足利氏の末より微々として振はず、漸く其迹を絶たんとせしが、光悦のために大に衰勢を挽回し、殊に鉛錫背貝を嵌入して、甚だ雅致を添えたり。元禄年間に至りて最も進歩し、波紋を描くもの出て、宝永年間には光琳の新意匠あり、或は研出、或は梨子地等、続々其間に始まる。宝永以後、紀伊にて黒江塗を始め、後伊勢の工人、清製に模して、盛に堆朱・沈金・色蒔絵・青貝等の漆器を製出せり。寛政年間に至りて、讃岐より象谷塗出で、文化年間、名古屋より髹漆の樂焼出で、京都より浅黄塗・白檀塗出でたり。本邦彫刻及髹漆の沿革、概ね此如し。

【村上漆器工芸と寺院建築】 想ふに、村上漆器工芸の変遷、又如上の例に漏れず。然かも区域と人口とに比し、過多なる寺院の頻繁なる建築は、著しく工匠の技術を琢磨せしめたるものなり。山辺里村大字門前の紺雲寺は（明治十九年全焼し、今は其後の再建のものなり）応永〔慶永〕元年、楠正成の曾孫正勝、僧と為つて此地に來り、建立する所にして、末寺四百八十を有し、村上町字羽黒町の竜泉院は其一にして、文安三年の建立なり。工匠及漆工の鑑識に依れば、本寺・末寺共建築・彫刻・髹漆等、京都風を存すと云ふ。果して然らば、当時若干の京都工匠、漆工、当地に來り、此建築に従事したるべく、従て此事業が村上の彫刻術・髹漆術発達を促したるべし。

【村上の寺院建築】 降て天文年間に至り、村上を中心として寺院の建築は頻々として興れり。試に左に寺院建立の年次を掲げて之が証となす。然れども、冗漫を避け、唯現今の村上町内の寺に止めて、付近部落を除く。若し之を併記せば、更に多きを加ふべし。

当時の村上領主	建立年次	寺院名	所在地	甲 乙 建立間
本莊越前守繁長	天文九年	常福寺	羽黒町	四年
	同十三年	長樂寺	同町	
同	天正四年	妙法寺	寺町	三十二年
	同七年	西宝院	肴町	

村上周防守頼勝	同十四年	光濟寺	大工町	七年	
	慶長四年	本悟寺	細工町	十二年	
	同十年	願淨寺	寺町	十六年	
	同十一年	善沢寺	羽黒町	一年	
	同十五年	等覚寺	細工町	四年	
	同十八年	満福寺	羽黒町	三年	
	元和元年	妙性寺	小国町	二年	
	同三年	観照院	片町	二年	
	同四年	西真寺	寺町	一年	
	同五年	養樂院	庄内町	一年	
堀丹後守直寄	同年	智樂院	同		
	同年	宝明院	久保田町 後移塩町		
	同年	浄国寺	長井町		
	同七年	法普寺	小町	二年	
	同年	善行寺	大工町		
	同年	河内神社	肴町		
	堀兵部少輔直次	寛永十年	羽黒神社	羽黒町	十二年
	堀十之丞直定	寛永十六年	善覚寺	庄内町	六年
	松平大和守直矩	明暦元年	安善寺	小町	二十年
同		東林寺	羽黒町		
萬治三年		宝性寺	片町	五年	
寛文二年		行恩寺	長井町	二年	
榑原熊之助政倫	天和元年	西教寺	細工町	十九年	
	同三年	吉祥院	久保田町	二年	
榑原虎之助政辰	元禄二年	真福寺	肴町	六年	
	同七年	泰皇庵	塩町	五年	
本多吉十郎忠孝	宝永二年	大宝院	羽黒町	十五年	
松平右京大夫輝貞	正徳二年	地藏堂	片町	三年	
間部越前守詮房	享保五年	安泰寺	塩町	八年	
内藤氏	同十年	宝光寺	羽黒町	五年	
	延享二年	竜淵寺	片町	二十年	

安永五年 観音寺 肴町 三十一年

表示の如く、最も頻繁なるは村上頼勝の時代なり。短きは一年、長さも僅六年を隔つる毎に一寺の建立あり。此くして在封^{白藏長三年}二十二年間、一院七寺建つ。元和四年三月、堀直寄代つて領主となるや、大に土木を起し、城廓二説に曰く、山上三階天主橋、百間庫、本丸、此時建つと池田第宅を増築し、城下の塔城村、天神園村を他に移し、其跡に家臣の邸宅を建造せしむ。今の新町是れなり。又、飯野、馬場通、護摩堂辺、堀片等にも家臣の第宅を建て、街巷には羽黒町、長井町、鍛冶町、庄内町、久保田町等成る。此間、元和四年一寺建ち、翌五年一寺三院建ち、翌々七年一社二寺建つ。降つて、寛文年間、松平直矩、又城廓を増築し(一説に曰く、天主橋、本丸、小書院、城門、小石垣門、二ノ丸、此時建つと。疑を存す)家臣の邸宅を増築し、侍町、駒込与力町、足軽町、加賀町、塩町、新片町を建つ。此工、寛文元年より五年に及ぶ時に、特に京都(一説、東都)より木匠伊太郎外四人を召し、工に与からしむ。羽黒神社、従来破壊せるを以て、寛文二年、之を再建し、京都より漆工を召し、其神輿の髹漆に当らしむ。

【漆奉行と漆樹の栽培】 寛文七年、榑原政倫代つて領主となるや、藩士荒山市右衛門を漆奉行に任じ、永島市二郎、鶴田三郎四郎、大員八重郎、江坂伝七郎、沖五郎太夫、光用次太夫、若林昌兵衛、高橋半助、戸田又平、渋沢茂右衛門の十名を属し、大に領内に漆樹を栽培せしめ、以て工芸を奨励したるを以て、斯術着々進歩しつ、享保年間に及べり。当時、漆工としては藩士に中山五右衛門あり、町家に一世山中佐言あり、彫工に山脇季兵衛あり。共に名工たり。

季兵衛、本姓は橋氏なり。其祖、紀兵衛、橋正勝に事へ、功有り。正勝、僧と為りて越後に来るや、同僚六人と扈從す。耕雲寺の建つに及んで、遂に民となり、後世々村上に居り工匠となる。

後、享保六年、内藤式信領主となるや、益工芸を奨励し、作事係須貝治郎藏、山林係鈴木理右衛門、藤田直右衛門をして、更に領内に漆樹を増殖せしめ、之が為め特に貢税を免れたり。当時、彫工には山脇季兵衛、板垣伊兵衛、漆工には二世山中佐七あり。延享・寛政の間、彫工に山脇季兵衛、板垣伊兵衛、稲垣八郎治あり。漆工には三世山中佐七、石田善七あり。以上、共に名工たり。

郷社羽黒神社の祭日に用ふる山車は多く旧来の保存物なり。彫刻精巧、金竜、銀龍、丹翼、青鱗、燦爛目を眩するもの少なからず。山中佐七氏の調書に依れば、全体髹漆を施したる六輛は、大半享保・寛政間に於て、上記彫工・漆工の手に成りたるものなりと云ふ。又、山車中、文化製もあり、新米製もありと云ふ。

【技術革新】 寛政・文化の間には、前記の外更に彫工に雷聲与助、漆工に成田善太郎あり、又名工たり。佐七の弟新助(明和八年生)、彫刻物を髹漆するに、漆に紅殻と漆とを混じたるものを用ひ、凹部は刷毛にて、凸部は指頭にて塗ること

を案出したり。亦來、同家は勿論、石田善七、成田善太郎等も該髹漆に依れりと云ふ。後ち、漸々改良し、朱又は紅殼を混和したる漆液を案出せり。

【名工の輩出】 佐七の次子出で、矢部氏を冒し、覺平と称す。刀室印籠等の髹漆に長ぜり。奎兵衛の次子三作別に家を成して長兵衛と称す。榎垣伊兵衛の孫利八入つて之を継ぎ、二代長兵衛と称す。初代長兵衛の実子某別に家を成して、三作と称す。共に名工たり。伊兵衛の女婿を榎垣八郎兵衛と称す。其子八郎兵衛、周左衛門、利八、又八、皆名工たり。

【江戸語藩士と漆工芸】 文政の頃、江戸に象谷「東谷」と号する人あり。或は曰ふ、今の堆朱揚成氏の数代前の人、揚成(代々揚成)の門弟ならんか。堆朱・堆黒の製作を以て、諸侯の愛顧を蒙り、名声あり。当時、村上藩士にして、江戸語なる頼昌次郎兵衛、象谷「東谷」に就て堆朱・堆黒の技を学ぶ。次て同藩士沢村吉四郎、亦入つて之を学べり。

一説に曰く、村上藩士にして江戸定語なる頼昌源兵衛、何れより修得せしか詳ならざるも、木彫堆朱・堆黒を製作して、以て独り楽しむ。幾くもなく此人藩籍を脱し、征く処を知らず。然るに天保年間、同藩士にして江戸定語なる沢村吉四郎(後ち治右衛門と改む、其作品を見て愛蔵措かず頻りに模倣製作し、且つ次男某をして髹漆を助けしむと。

同藩士久米老松軒、岩付太郎左衛門等、江戸語中、沢村に就て其技を伝習す。斯くして、村上藩士間に木彫堆朱・堆黒の技漸々流行したれども、唯之れ江戸語藩士間に於ける公職余技の道楽に止まれり。

【村上城下に於ける漆工芸の榮達】 文政以後、木彫堆朱・堆黒漸く村上城下に現はれたり。蓋、江戸より帰国したる藩士が流行の源を為したるなり。折柄、藩主工芸奨励の後を受けたる時なるを以て、工匠運は本業の傍、盛に此技を学び、各自得意の技を振へたり。当時、城下に於ては之を模造堆朱・堆黒と称したり。偶、三条の画工五十嵐華亭、藩主の命に依り來遊し、久しく滞留せるため、其画風、彫刻界にも浸染して、遂に木彫堆朱・堆黒の上にも現はる、に至れり。此際一新機軸を出し、斯界を統一して革新を加へ、以て今日ある基礎を定めたるは、前記板垣周左衛門なり。周左衛門、文化二年を以て生れ、長じて榎垣家を冒す。性□□して多能、総ての遊芸、殆ど通ぜざる無く、就中、俳諧をば加賀町の白露觀に、画は華亭に学び、共に常に師の賞讃を蒙れりと云ふ。木彫の技に秀つ。文政十二年、齡二十五、伊勢參詣をなし、京都、大坂、大和、四国等を漫遊し、東海道を下つて江戸に出て、偶象谷「東谷」の名声を聞き、門に入つて学ぶこと半歳、大に得るところあり。帰國後、二三の徒弟を助手とし、家業の傍ら木彫堆朱・堆黒に嶄新の技を振ひ、茶器・文房具等を製作して、販売せり。天保年間、漆工矢部覺平、木彫の平面を指頭にて塗漆する法を案出せり。此くの如く、村上漆器は漸々面目を新にすれども、憾むらくは土地僻陋、顧客甚稀少なるを以て、周左衛門は自ら携ひて、新潟・三条・米沢・庄内地方に販売す。其頃、則ち弘化年間、周左衛門の斯業熱心の廉、藩主内藤氏の間に入り、奨励特待を受くること

數次、遂に苗字・帯刀・合印を賞許せらる。乃ち姓を有磯と稱し、周斎と号す。次で嘉永年間、藩主内藤氏、藤恭神社を建築するに當り、周斎其工に与かる。社殿の彫刻は殆ど彼の手に成りしものなり。此く重ね々々の光榮に、彼亦名声は更に鳴り、其作品は世の愛翫を加へたり。其頃、乃ち嘉永年間、周斎更に販路を江戸に開き、自ら出張販売を試したり。然るに、元來風流を好み、交友広きが為め、費用多大、出納相償はず、借財のみ高みたれば、其後は出府販売を見合はせたり。当時、堀田金次も江戸、及秋田地方に販出せり。此くて、販路も広まると共に世の嗜好も増し、製作繁忙を加ふるに至れり。此に於てか周斎は、彫髹共に自ら行ふに堪えず、妻(中村又四郎家より娶る)に下塗及び光沢消等の技を伝授し、以て業を助けしむ。然るに需用更に増加せる(以上六字不分明)を以て、追々徒弟を養ひ、業を助けしむるも、暫くして尚且つ及ばざるに至れり。周斎思へらく、彫刻・髹漆両技一手に行ふは工芸發達上、策の得たるものに非ずと。乃ち、其友人漆工、山中佐七、矢部覺平の兄弟に髹漆術を伝授す。尔來、彫髹分業となる。

【名工たち】 周斎の子、幸三郎(天保八年の出生にして妻の実家乃ち中村又四郎家よりの養子なり。後、周斎の名を襲ひ、二代周斎と稱す)、榎垣八郎兵衛(周斎の実兄、山脇長兵衛(周斎の実弟)、島田庄八(吾船町の人、良斎と号す。明治卅九年頃、八十歳程にて死す。長男次し、次男某家を継ぐ。美術学校卒業生にして、現今新潟市に在り、象牙彫刻を以て鳴る)等、周斎に学び造詣する所深し。其他、兄弟親族中、彫刻を業とする者、頻りに其技を模し、技倆漸く進む。而して、八郎兵衛・長兵衛等は彫刻を、佐七・覺平等は髹漆を、各其子弟、及門弟に伝ふ。

【仏具仏壇】 工手数を加へ、技倆進むに従つて、木彫堆朱・堆黒の品目は愈範圍を広めたりしが、慶応年間、偶仏壇、仏具に之を施す技を始めたるに、世の耳目を新にして、大に喝采を博し、遂に村上特産の評を得るに至れり。

【技術改良】 此時に當り、藩士間に於ける工芸も漸々發展し、岩付太郎左衛門は其甥、岩付浪之丞に伝へ、浪之丞は桂川在三に伝へたり。其間之を模倣して、研鑽する者多く、而して其技、又漸く進む。磯部忠政は、当時製弓家として且つ刀室類髹漆の名手たり。其門に学ぶ者も少なからず。桂川在三、最も彫漆に熟中し、遂に木彫堆朱・堆黒に鎌倉彫を折衷して、一新機軸を出せり。

【明治維新と村上漆器】 此の如く、木彫堆朱・堆黒は、年と共に益改良進歩して、漸く村上特産たる名声を高めんとする趨勢なりしが、折柄血腥き風雲は日本全国に響き始め、江戸往復に櫛の齒を引く早飛脚の叱咤に、太平の夢、忽ち破れ、彫刀・漆刷毛は姿を隠して、茲に陣刀、銃砲は時を得願に現はれ、懸て低氣圧は岩船郡をも襲へ、彈雨平林口に降て、硝煙岩船口に漲り、銃砲の響と共に、鉄騎空を駆つて飛來し、一藩退却を呼号すれば、藩内忽にして寂莫、城櫓忽にして炎上。世は堆朱・堆黒の沙汰には非ず。要害、要処は血と肉にて、堆朱に彩らる、こと、はなりぬ。倅て、鼠ヶ岡の砲声を最後に風雲漸く鎮まり、數月を□して藩衆追々掃蕩し、村

上商業界の秩序徐々復旧せしも、木彫堆朱・堆黒の生命は殆ど恢復の見込なかりき。彫刀・漆刷毛再び四方の工場に動けども、店頭顧客の影を見ず。斯業者、皆失望せしが、僅三三堅志の徒の鼓舞奨励に依りて、纔に命脈を保つ内、顧客漸く増し、販路も開けたり。士族側に在つては、陸藩の爲め自活の途を講ぜざるべからざる必要より、曩日の遺業は、今や公然生業と爲すに至れり。就中、桂川在三、最も巧妙にして多く作品を出し、商賈堀田金次、之を助けて販売の事に当れり。明治十年、第一回内国勸業博覧会の挙あり、周斎は椅子を出陳して花紋銅牌を、山脇長平は茶棚を出陳して花紋牌を、山脇三作は筆筒を出陳して褒状を賞与せられたり。初代周斎は、時に古稀を過ぐる三歳、彫刀を揮ふの力、亦昔日の如くならざるを以て、山脇長平出品の茶棚に意匠考按を授け、其製作を助けたりと云ふ。

【周斎の技術】 二代周斎、能く父の業を継いで精勵す。明治十一年、新潟市敦賀屋村田某氏より、仏壇の注文あり。父周斎の意匠の下に刀を揮ひ、技を尽し術を極め、心血を注ぐ。偶、翌十二年、父卒す。年七十五。翌十三年、漸く竣功す。前後二ケ年を経たり。其価、時価一千五百円。世、目を聳つ。子を周太郎と稱す。万延元年を以て生る。此頃、丁年前後に當る。父を助けて其工に服せしが、漸く此技の図画と相待たざるべからざるを感じ、画を學ぶべく、東京に出て、画家滝和亭の門に入る。周亭と号す。學ぶこと四年、技大に進む。帰來、之を彫刻に応用し、更に作品の面目を革新せり。

【村上市芸会の誕生】 世の需用は、年と共に連りて加はり、従て製作者も増し、遂に彫刻業者は、所謂版木屋の徒に至るまで其彫刻を行ひ、漆工にして食器・雜具類の塗に従事する、所謂塗師屋に至る迄、亦其髹漆を行ふに至れるを以て、粗製濫造の品、市場に現はるゝの弊を呈せり。周斎等、深く之を憂ひ、明治廿六年四月、山脇長平、林満太郎、外三名と共に、村上市芸会を組織し、以て斯業者を統一して、技術の進歩と販路の拡張を謀る機關となせり

【海外輸出】 此年、米國困厄に世界博覧会の挙あり。商賈栗山彦三郎、此機に乗じて之が販路を海外に拡張せんと志し、当業者に出品を勧誘し、且つ資金を貸与して製作を奨励し、以て出品せしめ、親しく渡航して会場を視察し、帰國後、万国工芸界の趨勢の報告して、当業者を鼓舞せり。之れ村上漆器が、海外輸出の因をなしたるものなり。此時、周亭は書棚を、板垣伊平、高田耕平は障棚を出陳して、各銅牌を賞与せられたり。

【販路拡大】 明治三十一年、京都に全国漆器漆生産府県聯合共進会の挙あるや、有志者斯業の奨励法を設て、出品者に資金を給して製作を補助せり。成績良好、概ね賞を得たり。此時、初代周斎、特に追賞せられたり。翌卅二年、二代周斎卒す。年六十三。此年、商賈小杉祐次郎漆器店を開き、専ら販路拡張と工手保護の衝に當れり。明治三十八年八月、周亭卒す、年四十六。

日本漆工会競技会、及び東京彫工会競技会には、明治二十六年以後、毎会斯業者の出品あり。其他、博覧会、共進会、展覧会、競技会の有る毎に、相競ふて出品し、毎会賞を受た

るもの少なからず。故に、技進歩、業従て振ひ、後進彫工中には、出藍の譽ある者も輩出し、斯業は年と共に発達して、以て今日に及べり。村上漆器の沿革、概略此の如し。

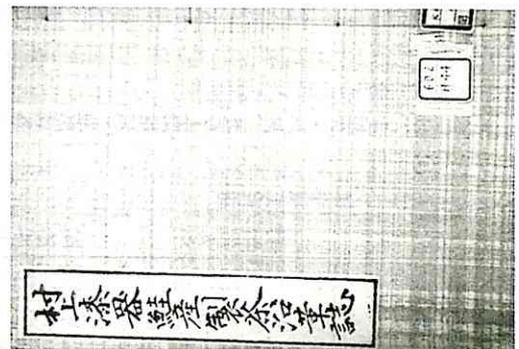
【村上漆器とは】 之を要するに、単に「村上漆器」と稱するは、木堆朱・堆黒と木彫堆朱・堆黒との總稱なり。「言葉の泉」に曰く、

(堆黒) (堆紅) ……堆朱を見よ

(堆朱) 漆器に先づ、刻らむと思ふ深き程に、朱漆を塗りあげて、模様を刻りあげにせるもの。底に朱を塗り、上に黒漆を塗りかけ、朱のところ迄刻り詰めたるを堆紅といひ、その黒漆なるを堆黒といふ。又、その模様の唐草の如く蔓の如くなるを、くり(屈曲)といふ。多く香合・硯箱などにす。

以て、堆朱・堆黒を知るべし。されば其製作は、頗る長き歳月を要すると、工費不廉なるとのため、迅速に且つ多数の需用を充たす能はざる等、種々の不都合なる点よりして、勢ひ茲に彫材髹漆の模造品を製作する必要を生じたるなり。之れ木彫堆朱・堆黒の始なり。明治以前に於ては、町民側に在りては家業の傍らに營まれ、藩士側に在りては遺業として行はるゝに止まりたるも、明治以後、追々需用の増加と販路の拡張とに従つて、專業者が増し、且つ彫髹分業も益確実となりたるを以て、彫刻の技・髹漆の術、愈精巧を進めたり。加ふるに、村上市芸会の設定は、能く時機に投じ、斯業を統一して基礎を強固にし、勢力を助長したるものなり。

新築田市立図書館所蔵「村上漆器髹産製漆沿革誌」表紙



付 録

(一) 漆樹数 (岳船部内)

明治三十九年	二一、五八六本
明治四十年	二一、三五二本
明治四十一年	一六、六〇〇本

(二) 漆液 (岳船部内)

区 別	明治卅九年	明治四十年	明治四十一年
製造戸数	七三戸	四七戸	五三戸
正味 (幹掻)	六九三メ	五八一メ	六一〇メ
潮湿 (枝掻)	二二三メ	一八九メ	二七八メ
雑液	二二三メ	九七メ	四〇メ
一貫目 価 格	正味	八円九九	七円五八
	潮湿	四、四六	四、四〇
	雑液	四、六二	三、七〇

備 考

女川村、館腰村、猿沢村、塩野町村、高根村、三面村、八幡村、中俣村等より産す。

(三) 村上漆器

区 別	明治卅九年	明治四十年	明治四十一年
製造戸数	三二戸	三二戸	三三戸
職 工	男	七九人	七九人
	女	五人	五人
製 造 及 び 品 目	装飾品	五、六二〇円	五、六〇〇円
	家具	三、七三〇円	三、七四〇円
	飲食器	四、一五円	四二〇円
	其他	一、二二〇円	一、一九〇円
計	七、八七五円	一〇、九七〇円	一、七七〇円

備 考

本表には、本堆朱・堆黒、及び木彫堆朱・堆黒以外の漆器も包含するものとす。

(四) 髹漆職工賃銀

区 別	明治卅九年	明治四十年	明治四十一年
日 給	一 等	四〇銭	四〇銭
	二 等	三五	三五
	三 等	三〇	三〇

(五) 漆 液 村上市場に於ける相場 (一貫目価差)

時 期	年 別	明治卅九年	明治四十年	明治四十一年
三 月		八円三〇	九円〇〇	九円〇〇
六 月		九、一〇	九、五〇	九、〇〇
九 月		七、二〇	九、〇〇	八、五〇
十二 月		七、二〇	八、五〇	八、〇〇

(本付録は明治四十一年四月二十日増補せるものなり)

村上製茶沿革誌

序

- 一、村上之地、茶を産する久し。村上物産の重なる一に致ふ。然るに、其沿革書無し。小林郡長、深く之を遺憾とし、其編纂を予に囑せらる。寡聞其任にあらずと雖も、試に着手し、今や漸く第一稿を脱す。本誌、之れなり。殊に公職の余事なるを以て、足らざる所多し。他日、追々補修訂正、以て完璧に近からしめんとす。
- 一、本誌編纂に当り、茶業家としては、滝波重平・小田仁平・矢部仁三郎・石田与平治、町吏としては、佐藤源次郎・高橋助一郎・佐藤定蔵の七君、妙なからざる助力を賜はりたり、此に記して永く其厚意を謝す。
- 一、誌中、誤謬及不足の点を指摘し、御通知あらんことを説者諸君に冀望す。

明治四十一年九月

編者識

村上製茶沿革誌

服部春次編

【徳光屋角左衛門】 昔、村上町大年寄役に、徳光屋角左衛門なるものあり。村上の産業興振のために経営せる所多し。日本海を吹き荒ぶ風は、余勢烈しく、瀬波浜の砂を飛ばして、瀬波村上間の田圃を害すること、年を追ふて多大なりき。角左衛門、則ち此に松苗を植付け、以て防砂林となす。今の瀬波町大字瀬波より南に松山温泉場に亘る、蜿蜒たる砂丘一帯の鬱茂せる松樹林は、則ち之れなり。

因記 此林は、現今国有保安林に属す。赤松にして、樹の最も高きは、四十尺に達す。林の延長二十五丁、面積四十一町八反五畝十五歩。之れがため、砂害を免かる、田圃、三百町歩と称す。防砂の外、魚付林として又頗る重ぜらる。

角左衛門、視る所あり、村上地方永統の産業として、先づ茶に指を屈し、元和六年、宇治及伊勢より茶実を購求し、有志を奨励勧誘して播種せしむ。

【黒蒸茶】 当時の製茶法は、今明かならず。寛文の頃より、黒蒸と称する粗悪なる茶を製出せるが如し。黒蒸茶は、近年迄「村上茶」と称して、越中伏木港、及び本県長岡地方に輸出せり。明治二十年頃は、其輸出高、年々約一万斤を越えたりと云ふ。延宝三年、領主榎原政倫、茶畑役銀と称し、茶畑一反歩に永五文五分を課税す。当時、茶園の繁殖以て知るべきなり。元禄年間、茶商佐藤儀左衛門、始めて茶芽を摘採し、一種の製法を案出す。所謂、真摘製にして、髓甲茶及び地製茶と称するものを製造せり。然れども、其所得、園圃の貢税を償ふに足らざるを以て、茶樹益無しとなし、茶園を田地に改むる者、出づるに至れり。

【領主の茶業振興】 宝永二年、領主本多忠孝、茶畑役銀を降す。文政年間、滝波藤兵衛、真摘製を中興し、釜蒸茶を製し、始めて奥羽地方に輸出し、販路を開きたるも、得歩微はざるため、製茶の業、漸々萎靡の傾向を呈せり。藤兵衛聞せず、天保元年、羽後秋田に於て荒蕪地を開墾し、年々茶実若干石を輸送して、之を播種し、以て産茶を奨励せり。当時、領主内藤侯、大に茶業の衰頹を憂ひ、臣水谷金左衛門に、国産掛を命じ、茶樹培養及製茶法を研究せしむ。天保十三年三月、藤兵衛の子、重兵衛に製茶売込め方を命じ、茶業者へ左の布令を下す。

前々より、茶は当所内産物、他方へ売込め、町在共格段の益筋に相成、其上、老弱男女、小前の者共、夏中日々茶摘並に製方等に被相雇、一統格段の活計に相成候処、近来、次第に茶園段、致下落、地主共、引合兼ねるより、追々茶の木抜捨、並に畑に起立候旨相聞、畢竟、売捌人共、姦を以て、新古或は一番茶二番茶、三番茶、相交せ売出候より、茶品相劣り、直段及下落、遂に離引合、畑に度し候旨、右様相成行候ては、往々産物を失ひ、町在不益、且つ小前の者共、稼方難滞の基に相成、不埒の至りに候。依之、此度小国町重兵衛へ雑茶売込め、小前の者共、活計に相成候様、被仰付候間、此旨一統相心得可申事。

弘化二年、小田仁平、茶業を開始し、専ら売買に従事す。之れより先き、天保十年、矢部喜四郎、茶業を開き、又専ら売買に従事せり。

【旅出し茶の取締】 嘉永四年八月、領主、重兵衛に旅出茶取締を命じ、且茶業者へ其旨を布令す。

茶旅出の儀に付、小国町重兵衛へ取締方、被仰付候処、密に陸並に津出致し候族、有之哉に相聞、不埒の事に候。依之、以来、青茶売買致し候節、何村町、誰より買受候段、取締人へ相断、改を受け、且町在共、製茶出来次第、町村役人立合の上、是又取締人の改を受候上、湊出判差出可申事。

一、町在共、呑用の外、旅人地商人とも一切商向にて旅出の分、取締人方にて致売買、自己にて取引不可致事。

一、真摘粉茶、飛葉茶の類、一斤に付、真加錢三文五分宛、番茶は一文五分宛、相納可申事。

右の通り、御仕法替、被仰出候に付、此旨相守可申候。若相背候もの於有之は、急度御咎被仰付候間、心得違無之様、可申付候。此段、御沙汰に付申達候。以上。

亥八月

取次役

前書の通り、御仕法替、被仰出候間、諸事心付取締方、入念可申候事。

小国町

重兵衛江

尔来、年月を経る間に、漸々禁を犯すものあるを以て、万延元年三月、領主、重兵衛に輸出茶願書に連署すべきことを命ず。

在町、茶渡世の者共、茶旅出し候節、其筋の出判も不申

前、密に津出し候候に相問候に付、此度其方へ取締方、被仰付候間、茶旅出の節、出判願書へ加印致し、抜売無之様、取締相付可申事。

申三月

【製茶法の改良】 重兵衛、昨安政六年五月、山城久世郡観音堂村、栗生喜三郎方職工、柳田九兵衛（丹波水上郡中村の人）外四名を雇聘し、雇人森樵太郎以下四人をして、宇治玉露製法を伝習せしめ、以て製茶法を改良す。瀧波家の製茶に九重の名ある、此に始まる。蓋、九兵衛、重兵衛兩名の冠字を取れるなり。本年、復々宇治地方より、職工五人を雇ふ。領主、命するに、御用茶の製造を以てす。十二月、領主より左の沙汰あり。

村上小国町 重兵衛

其方儀、御領内茶商渡世の者、旅出候茶より、冥加錢取立方、仕法申立、去る丑年以來、当申年迄、金百三十兩余、御益相立、右御益を以て、町郷中にて圓穀の助成を得。右は必竟、心配行届、御益筋に相成候に付、帯刀被成御免、年々冥加錢の内より、永く十分の一被下置候事。

申十二月二十六日

翌文久元年、重兵衛、又宇治地方より職工九人を雇入る。十二月廿六日、領主、重兵衛に苗字御免の旨、沙汰あり。翌二年、重兵衛、又宇治地方より職工五人、翌三年、四人を雇ふて、盛に宇治製法を伝習す。重兵衛の此法を始むるや、同業者間に紛議を醸し、非難の声高かりしも顧慮せず、子重平と共に、鋭意意志を貫徹するに力めたり。

【茶業取締方】 慶応二年四月、村上藩國産掛より、重兵衛へ輸出茶取締方を達し、且つ茶業者一統へ布令する所あり。

茶旅出取締方の儀に付、嘉永四亥年八月中、夫々御仕法替、被仰出も有之処、近來、不正の儀も有之、且、其筋改方も不請、濫へ相送り、跡より出判等願出候族も有之候哉に相問、不埒の事に候。依之、別紙御達面の通り、取締方被仰出候間、堅相守可申候。以得（後？）心得違の族、於有之は、無御用捨、急度御答可被仰付候。

其旨、向々へ不洩様、可被相達候。此段、御沙汰に付申達候。以上。

寅四月

國産役

前書の通、猶取締方被仰出候間、諸事心付入念相改、若心得違の族も有之候は、早々可申出候事。

瀧波重兵衛へ

此年、領主より重平へ、父重兵衛を助け、多年製茶改良に尽力したる功を嘉し、苗字帯刀御免の沙汰あり。明治二年二月、重兵衛へ左の達あり。

小国町 重兵衛

茶制取締方申付候也

巳二月七日

民政局

【明治の茶業振興】 此年（一八七〇年）、重兵衛、佐藤市兵衛、小田仁平、矢部仁三郎等相謀り、横浜の茶商高木栄助（当時、新潟に寄置）と約し、横浜に輸出販売の途を開きたれば、製茶の業、頗る振興せり。

村上の北、三箇川の対岸、櫻葉山脈に、羽下ヶ沢村あり。

一小部落なり。従來、茶樹多きも製茶法を知らず。僅に陳腐なる黒茶茶を産する外、多量の生葉を販売す。重兵衛、之を遺憾とし、明治三年、自資を抛ち、自家雇人を遣はし、宇治製法を伝ふ。今日、同村製茶を産する、寡ならず。且つ、製茶を以て生活を営むもの、全村の八分に居るが如きは、蓋し此に基く。

明治四年四月、村上藩廳より、重兵衛に左の達あり。

小国町 瀧波重平

其方儀、今般茶製向取締方被命候事

辛未四月四日

（備考 達書に重平とあり。原文の依）

明治七年、茶業有志者、一社を興し、茶業の發達を計れり。矢部仁三郎、社長たり。村上に茶業の社団ある之を嚆矢とす。然るに、事志に添はず、翌八年、止む無く解社し、製茶の業も又、振はずなりぬ。

【米國輸出】 明治十年、藤沢村（今の深内）平田五郎八、重兵衛に就て宇治製法を學ぶ。此年、農商務省の上林熊次郎來つて、緑茶再製の米國需用に邁する旨を説き、本原村松に該製法熟練者あることを伝ふ。翌十一年、重兵衛及其雇人近藤兼太郎、及び小田仁平、村松に到り、該製法を學び、帰來、村上に該製法を拡め、再製社を起し、矢部仁三郎と謀り、瀧波重平自ら再製茶百數十相を、横浜に携行し、三井物産会社に依頼し、米國紐育に輸出したり。

【紅茶の製造】 十二月、上林熊次郎再來し、紅茶製造を奨励す。有志、相謀り、株主百余名を募集し、再製社を併せて、村上製茶会社を設け、更に紅茶の製造を始む。矢部仁三郎社長たり。瀧波重平、自資を投じ、佐藤政助・近藤卯藏を静岡界紅茶製造伝習所へ派遣し、紅茶製法を伝習せしむ。明治十五年、瀧波重平、丹波水上郡中山村、萩野國助を雇ふて、製茶の改良を図る。此年、石田与平治、製茶業を開き、明治十七年、山城及駿遠地方の茶業を視察す。

【流通の近代化】 此年、瀧波重平、新潟茶業取締所頭取に推薦せられ、更に中央本部會議員に選まれ、静岡、千葉地方茶園及製茶法を視察す。之れより先き、大倉組新潟支店と村上との間に、茶荷為替法設けられしも、不便少なからざりしを以て、重平、此行を機とし、同横浜支店に於て、大倉喜八郎と約し、村上に於て為替を弁するの法を依頼し、帰郷後、矢部仁三郎と計り、翌明治十八年以來、之を実施し、大に輸出の便を開けり。其他、共同運輸会社、又は日本郵船会社と約し、瀬波港より輸出する所あり。瀧波重平、矢部仁三郎、小田仁平、小田長四郎等、専ら此に幹旋せり。此年、瀧波重平、下総より職工安藤幸助を雇へ、翌明治十九年、茨城県結城郡結城町、盛殖社橋頭天野庄之助以下六名を雇へ、自家職工をして伝習せしめ、且つ同業者にして希望の向は、随意來つて修習するに委せり。石田与平治、此年、山城、駿河地方巡遊し、製茶法を伝習せり。明治二十年十二月、農商務省訓示に依り、岩船郡茶業組合を設置す。翌二十一年、大日本農會村上市支会を設置す。明治二十三年、瀧波重平、始めて磚茶を製し、緑茶と共に之を浦留斯德に輸出試売せり。越えて明治二十五年に至り、樺戸より、北蒲原郡島見浦の人、高橋甚

五郎に託し、注文あり。更に、数百枚を輸出す。此年、有志者、共同組合を組織せり。明治廿七年五月、矢部仁三郎を会長として、村上茶業商會を組織し、會員の製茶を集め、荷造を一定し、商會の名を以て横浜四十八番館米人に試売せり。

【製茶法の改良】 明治三十三年、石田与平治、職工山城宇治町須智方次郎を雇ひ、製茶法を改良す。明治三十八年、茶業者一統、西ヶ原農事試験場を建て、滋賀県より南部綱次郎を聘し、製茶法を伝習す。明治卅九年、大林技師を聘し、茶園の改良法及び製茶法を伝習す。明治四十年、再び南部氏を聘し、西ヶ原緑茶標準茶製造法を伝習す。翌明治四十一年、新潟県知事、県立村上茶業伝習所を、村上町矢部仁三郎方に設け、西ヶ原農事試験場技手宮原政雄を聘して教師とし、講

習生二十名を募集し、六月一日より一ヶ月間、製茶法を伝習せしむ。七月一日、修業証書授与式を行ふ。講習生の内、村上本町の者三名、村上町の者六名、修業証書を受けたり。

村上茶園及製茶に対する批評

西ヶ原農事試験場技手田辺貢氏の意見は、明治四十一年六月十六日、十七日発行新潟新聞「県下茶業の好望」と題する記事中に、又同場技手宮原政雄氏の意見は、同年八月廿五日発行、雑誌「ちや」第二巻第四号中「新潟県茶業」と題せる記事中に、共に詳なり。精細視察を遂げたる上の批評なるを以て、村上茶業者たるもの一読の俤あるを信ず。敢て巻末に録して紀念と爲す。

茶畑段別統計表

時代	村上本町			村上町		
	段別	見積段別	計	段別	見積反別	計
明治卅一年	五五反	一五反	七〇反	九三〇反	一五反	九四五反
〃 卅二年	五五反	一六反	七〇反			
〃 卅三年	五六反	一六反	七二反	四九〇	二九	五一九
〃 卅四年	五六反	一五反	七二反			
〃 卅五年	五五反	一六反	七二反	四九〇	二九	五一九
〃 卅六年	五五反	一六反	七二反	四九〇	二九	五一九
〃 卅七年	五四反	一七反	七二反	四九〇	三九	五二九
〃 卅八年	四六反	二二反	五八反	四九〇	三九	五二九
〃 卅九年	四二反	七八反	五〇反	四九〇	三九	五二九
〃 四十年	三五反	七反	四二反	四九〇	三九	五二九

備考
見積反別とは、茶畑以外に存在せる茶の株数を、付近の茶畑に準じ、段別を見積りたるものとす。
空欄の反別は、当時の記録を逸し、知る能はざるものとす。

村上製茶職工賃統計表

時代	賃				
	男	女	上等	中等	下等
明治三十一年	男	女	三〇銭	二四銭	一八銭
〃 三十二年	男	女	三〇	二四	一八
〃 三十三年	男	女	三〇〇	二四	一八
〃 三十四年	男	女	二五〇	二七	一八
〃 三十五年	男	女	二五五	二三	一八
〃 三十六年	男	女	二五〇	二三	一八
〃 三十七年	男	女	二五〇	二五	二〇
〃 三十八年	男	女	二五〇	二五	二〇
〃 三十九年	男	女	二五〇	二五	二〇
〃 四十年	男	女	二四〇	二五	二〇

備考
明治三十一年、三十二年の女工の賃は、当時の記録を逸したるため、明ならず。依て空欄とす。

製茶産額統計表

村上本町ノ部

時代	戸数	玉露		煎茶		番茶		紅茶	
		数量	一ノ目価格	数量	一ノ目価格	数量	一ノ目価格	数量	一ノ目価格
		貫	円、	貫	円、	貫	円、	貫	円、
明治卅一年	三	〇	〇	五五〇	〇、八〇	一五〇	〇、三〇〇		
〃 卅二年	三	〇	〇	一、二五〇	〇、八〇	三〇〇	〇、三〇〇		
〃 卅三年	二	四	三、〇〇	一、三三八	一、〇五	〇	〇		
〃 卅四年	二	一三	三、七五	五四四	二、二〇	二五	〇、三七五		
〃 卅五年	二	一三	四、二五	五三九	二、六〇	二七二	〇、六〇〇		
〃 卅六年	二	一五	四、六七	五九二	二、八六	二九九	〇、六六〇		
〃 卅七年	二	一五	四、六七	五九二	二、八六	二九九	〇、六六〇		
〃 卅八年	二	四〇	三、五〇	一、三三〇	一、一〇	三〇〇	〇、五〇〇		
〃 卅九年	二	四〇	三、五〇	八八〇	一、四〇	三五三	〇、七三〇		
〃 四十年	二	四〇	三、七五	九一〇	一、五〇	五二〇	〇、八三〇		

村上町ノ部

		貫	円、	貫	円、	貫	円、	貫	円、
明治卅一年									
〃 卅二年	二七	一五、三二二	三、二五〇	二六、七九六	二、二五〇	三四、四五二	〇、六二五		
〃 卅三年	四〇	八〇〇	三、二二五	二四、〇〇〇	一、二五〇	二、四〇〇	〇、五〇〇	一、一二〇	〇、三五〇
〃 卅四年	四〇	八〇〇	三、二二五	二四、〇〇〇	一、二五〇	二、四〇〇	〇、五〇〇	一、一二〇	〇、三五〇
〃 卅五年	四〇	二、一六〇	四、三七五	六、四〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇	〇、九三七		
〃 卅六年	四〇	八五〇	四、二二五	三、五〇〇	一、六〇〇	五、二〇〇	〇、六六〇		
〃 卅七年									
〃 卅八年	三九	七六〇	四、一一〇	二九、二〇〇	一、六二〇	四、六八〇	〇、六五〇		
〃 卅九年	四二	七〇	四、〇〇〇	二八、二〇〇	一、五八〇	四、三〇〇	〇、六三〇		
〃 四十年	四二	三〇〇	四、五〇〇	三、〇〇〇	一、六〇〇	一〇、〇〇〇	〇、七五〇		

備考

本表に於て、玉露と称するは、覆を掛けたる茶葉を揉捻乾製したるものとす。
 煎茶とは、覆を掛けたる普通の茶畑より収めたる茶葉を以て、揉捻乾製したるものを称す。
 紅茶とは、普通の茶葉を醗酵し、揉捻乾製したるものを称す。
 番茶とは、以上各自の下に入るべからざる劣等の製茶を称す。
 明治三十一年、及三十七年の数量・価格は、当時の記録を選したるため、知る能はず。依て、暫く空欄となす。

村上誌料第參編
村上鯉産沿革略誌

序

- 一 本誌は、岩船郡長小林石次郎君の嘱に依り編輯せるものなり。君、青砥武平治の功績を偉とし、之を明にせんと欲す。嘱、是に由る。然れども、予、荏聞敢て当らず。漸く本誌を成したる迄なり。他日、更に涉猟研究を経て、補修する所あらんとす。
- 一 本誌は、成るべく長編とならざることを努め、要領を取るに重きを置き、特に青砥武平治の功績を叙するを主眼とせるものなり。故に、略誌と題す。
- 一 巻首掲ぐる詞は、元文科大教授、文学博士嶋田重禮先生の作にして、村上種川碑に刻する所なり。先生、嘗て籍を村上藩に置く為めに、碑文を撰み、此詞ありき。
- 一 編輯中、大塩忠順君、柴田正夫君、岩船郡書記鈴木倉太郎君、村上鯉産管業所々員鈴木良也君、資料を与へられたり。深く謝意を表す。

明治四十二年三月

服部春次識

眠其郷学	堂金鼎新
入其邑里	蚕桑雲屯
何以能爾	頼三面川
川中産魚	味甲鱗群
爰謀蕃殖	惠利士民
成終開始	有君有臣
立法甚善	執事甚勤
忝然草二	漁獲如山
或繇或礎	販運益殷
遺沢所被	延及後昆
獲章有燦	令聞昭宣
嘖嘖休哉	永世不泯

*草二…翠々々？

(泰平方代大成武鑑御大名巻卷の一所載)

永田馬場 大手より二十丁

□□□從四位侍從嘉永三戌九月□

内藤紀伊守信忠

文政八酉五月 家督

御内室酒井左衛門尉忠器娘 御嫡 内藤千代松

献上 輦 獨三百挺

金馬代

米井 五月 參府

中寅 五月 御暇

拝領 卷物五
年始八朔 御太刀銀馬代
端午重陽袋巻 御時服献上
時献上

正月三日 御臺台 柏

二月 塩引・鮭

啓 中 濱 巖

立着御礼 二種一荷

九月 初・鮭

寒 子・巻・鮭

御宿坊 上野青竜院

芝 宝松院

浄土 小石川薬王山無量院

五万九千石奈

居城 越後岩船郡村上

村上鯉産沿革略誌

服部春次編

【三面川】 三面川、鮭を産する久し。川は源を朝日岳に発し、曲折十余里、瀬波港に注ぐ。港口より上流、約九里の山間に、三面部落あり。故に、名を取ると云ふ。

【種川】 港口より約五十町の地点を、御境（現今の山辺里村大字西野区内）と称し、此より下流約二町の間を榊見出と称す。分れて南北二流となる。北流を、或は下渡前（瀬波町大字下渡部落に泊るを以て此名あり）、或は見出と称し、分称して白沢、竹股、三本松、見出の四区となす。南流を、又兵衛、欠上と称し、此れより又二つに分れ、北を堀川、南を芝居股と称し、坂下に至りて合し、中網を縫て見出を合し、大海戸を経て海に注ぐ。現今里俗、種川と謂ふは、芝居股及び堀川の二流、之れなり。

【青砥武平治の功績】 御境より下流は、古來村上藩有にして、歴代の藩主、之を領し、年々漁場を公売に付し、運上金を納めたり。藩臣に青砥武平治綱義なるものあり。夙に意を水産に注ぎ、研鑽年を積む。曰く、鮭は淡水に産卵し、孵化の鮭児は海に往き、長後復た故水に浜上して産卵し、終始循環するものなり、と。時人、相顧みて眼を円ふし、耳を仮すもの稀なりき。綱義、此断案に基き、鮭魚繁殖策を藩主内藤信俊に建議す。公、夙に殖産興産に意あり、直に之を嘉納し、綱義をして其事を學督せしむ。此に於て、綱義、苦心慘憺、百方経画、以て増殖を図りたる処、効果著しく現はれければ、公、其功を賞し、増禄して七十石となす。事は、宝曆・明和年間に属す。此頃、上流の民、流に徙ひ、境を侵して捕鮭し、独り其權を擅にしければ、村上町民、大に之と争ふ。安永二年九月、藩主、榜して境界を明にす。上流の民、之に服せず、幕府に訴ふ。綱義、頗る力を尽す所ありて、村上町の勝訴に帰せり。依て、新に榜を其境界に建つ。之れ則ち御境なり。時に、安永四年正月なり。

【村上鮭】 後、藩主信敦（信児の子）立つに及び、厩相園治、溝渠を鑿ち、荒蕪を開き、治績甚だ多し。

就中、網義の遺法を習り、鋭意魚利を図る。依て、芝居殿、若手町を限り、密柵を立てて、中流を横断し、竹簀を排列し、魚を逼めて柵内に産卵せしむ。之を種川と謂ふ。厳に規制を立て、捕魚を禁ず。是に於て、鮭魚歳々増殖して、遍く諸流に満ちり。鮭魚、厚肉美味、塩醃して領外に輸出しければ、『村上鮭』の称、籍々として四方に著はれたり。

【稚魚保護法】 寛政六年、御境より下、大小の川筋、及び山辺里川、其他細流溝渠に傍して、寒中より五六月の交迄の間、鮭魚及鮭卵を捕獲するを禁じ、若し兇童にして之を犯すものあれば、父兄を罰するの法を定む。此法、襲用して今日に及べり。藩臣に高藤水右衛門なるものなり。治水に堪能なり。寛政八年、擧げて堰掛となす。依て、堤防を修め、河流を分ち、水利を便にし、種川の形勢を改善し、藩産を補助せり。是より先き、網義の子孫、事に坐して禄を絶たる。天保年間、藩主信忠（信敷の子、網義の功を追賞し、特に命じて三十石を給録し、以て其後記を存せしむ。

【産後の權益】 産藩の翌明治五年、士族七百三十余戸、相議し、官許を得て、漁業を営むこと故の如し。種川及其他の収益は、歳に或は数万金に至る。魚租、治水費及び士族子弟教育費を償ひ、残余を蓄積して、以て士族授産の資に充てたり。

【人工孵化と村上鮭産養所】 明治十年、年限を定めて、水面拝借の許可を得たり。此年、第一回博覧会に、醃鮭及孵化鮭魚を出陳し、褒状を賜はる。明治十一年、内務省農務局吏員金田氏を聘し、人工孵化法を伝習し、之を三面川に放ち、且つ卵子を東京・長野・愛知の諸府県に送りて、諸川に放流せしむ。尔来、毎歳二十万乃至三百万粒を採卵せり。明治十四年、第二博覧会より一等賞を賜はる。賞詞に曰く、種川は旧藩の遺制にして、而して天工と人為とを合はせたる完全至良の方法なり。特に本邦鮭河の模範たるのみならず、之を欧米各国に示して愧づる所無し。而して、近來、殊に鮭魚の繁殖を致す其有効、最も嘉賞す、と。明治十五年、漁業の組織を改め、士族協同の社団を立て、村上鮭産養所といふ。尔後、繁殖に力を致し、天然繁殖の外、人工孵化を以て、年々十七八万尾を三面川に放流す。

【種川碑の建立】 明治十六年、水産博覧会に種川の模形を出陳したるに、背砥網義の遺功を追褒し、金五十円を賜ひ、以て之を旌表せられたり。依て此年、士族協議し、鮭産養所前に石を建て、事を紀し、不朽に伝ふ。名けて、村上種川碑といふ。明治十七年十二月、鮭鐘誌製造を試む。明治二十一年、育養所規則を改正し、明治二十二年、種川税減額の請願を容れらる。是より先き、官旧慣に依り、明治八年の運上高を標準として課税し、漸々多大の賦課を受け、営業上困難を感ずること甚しく、随て鮭魚繁殖の事業に妨害あるを以て、減税を請願せしに因るなり。明治二十三年より、請願巡査一名を置き、保護監督を厳にせり。明治二十四年、新潟県淡水漁業組合に加入し、十二月、県知事の監督を解かる。明治二十五年より、五ヶ年間、該組合の依頼に依り、県下諸川に鮭卵を送る。明治二十六年、規則を改正し、再び知事の監督を受くるに至れり。明治三十年以後、百万粒づつ、採卵して、之

を孵化放流せり。

【孵化放流の拡大】 明治三十六年、新潟県水産試験場は、三面河畔に採卵孵化場を設置し、尔来三百万粒を孵化放流し、明治三十九年よりは、規模を拡張して五百万粒となせり。村上鮭産養所も又、明治四十年以後、二百万粒を採卵して孵化放流しつゝあり。茲に、島田博士の村上種川碑文の一節を録して、本編を結ぶ。文中、公とあるは、藩主信敷を指すなり。

嗚乎、安永・天明の際、昇平日久、上下恬惰、奢侈風を成し、声色狗馬の欲に沈酣し、逸遊怠惰一も為す所無し。公、生れながらにして卓然。世風の囿する所とならず。能く心を本務に注ぎ、以て久遠の業を建つ。倅なりと謂ふ可し。然れども、盛業の事、必ず積累して、而して後成るを待つ。一朝にして致す可きに非ず。嚮に、網義をして勲遺の拳無からしめんか。公の賢を以てすと雖ども、其益国利民、此の如きの盛を望まんと欲するも、恐らくは速に得べからざらん。則ち、網義の功、安を其れ少しす可けんや。

【編者注】 村上では、回帰する鮭の習性を知つて稚魚を保護し、鮭の増殖を試みる種川の制が江戸時代から行なわれていた。この制度の発端は、背砥武平治の提言にあり、頃は江戸中期、宝暦・明和年間（一七五一～一七七二）であつたという。ちなみに、鈴木牧之の『北越雪譜』（初編巻之下、天保七年（一八三七年）刊）には、いまだ次のような、誤解にもとづく珍妙な鮭放流のアイデアが見られる。

牧之常におもへらく、寒氣の頃捕たる鮭と男魚の白鱗とをまじへ、鮭居る川の沙石に包み、瓶やうのものにうつし入れ、鮭なき國の海に通ずる山川の清流に、かの瓶にうつしたるはら、こを沙石のま、さけのうみつけたる如くになしおき、此川にて鮭いでくとも三年捕る事を國養あらば、鮭を生ぜんもしるべからず。生ぜば國益ともならんかし。

受精卵と砂利を交せて瓶にいれ、これを運んで別の川に移すことが可能だと考えているのは、砂の中に生み置かれた鮭卵は何年経つても腐らずにいると認識しているからである。総じて『北越雪譜』は雪國の奇異な現象の教々をとりあげており、ここに鮭が話題となつているのも「鮭は鱗族の奇魚」であるという観点からである。

このような俗説と比較すれば、村上の種川の制度による鮭産の技術が画期的なものであることが一層よく知らるだろう。

鮭魚漁獲高一覽表

明治年度	種川	公亮川	計
六	一四、四六〇	三九、六五六	五四、一一六
七	一九、一六八	四九、八二八	六八、九八六
八	三四、一二二	九二、二三四	一二六、三四六
九	三〇、七七五	八三、〇二一	一一三、七八六
十	三〇、九九七	八三、六二一	一一四、六〇八
十一	三五、三三四	九五、三五七	一三〇、五八一
十二	二九、六六二	八〇、五八六	一一〇、二四八
十三	五三、三九三	一四四、六〇四	一九七、九九七
十四	三三、九七三	八九、八八七	一二三、八六〇
十五	二一、〇二四	一三〇、〇〇〇	一五一、〇二四
十六	一〇、二五四	六一、五三三	七一、七七六
十七	八九、一六四	六四八、二二四	七三七、三七八
十八	二九、三三六	一一七、九二五	一四七、二四一
十九	七、九二三	五一、二三六	五九、一四九
二十	一五、五五五	四六、四三二	六一、九八六
廿一	二四、六七五	五八、一九〇	八二、八六五
廿二	二七、一〇九	一八、三三八	三五、三三七
廿三	一五、七二三	一一、四七五	二七、一八八
廿四	二〇、〇四八	三三、三三二	四三、三七九
廿五	二五、二五二	二二、一〇八	三七、二六〇
廿六	一四、六六二	二二、一八三	二六、八四五
廿七	一〇、〇三三	八、二二八	一八、二四〇
廿八	二二、二六八	二六、三三九	四八、六〇七
廿九	九、九四二	一一、八五四	二一、七九六
三〇	七、二五七	七、六一九	一四、八七六
三一	四、七〇二	六、〇六七	一〇、七六九
三二	一四、九五二	一六、一一八	三〇、〇六九
三三	五、二七二	四、四三七	九、七〇九
三四	一〇、六三四	一四、七八〇	二五、四一四
三五	五、六七〇	三、〇七二	八、七四二
三六	一四、四五八	二二、三六九	二六、八二七
三七	六、三三九	四、八九九	一一、二三八
三八	一七、〇九一	一七、一四二	三四、三三三
三九	一八、九九七	一五、六一六	三四、六一三
四〇	一四、四三〇	二〇、三九八	三四、八二八
四一	一五、一七一	四、〇〇〇	一九、一七一

備考

- 一、明治五年以前の分は不明なり。
- 二、公亮川区域外、上流に於ける漁獲高は今之を詳にする能はず。依つて省略す。